青梅市庁舎建築設備定期点検業務委託仕様書

青梅市庁舎建築設備定期点検業務委託の実施については、この仕様書に定める仕様に従うものとする。

1　受注者は、青梅市庁舎とその設備の安全を確保し、良好な状態を保持するため、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第１２条にもとづき点検、および検査を実施し特定行政庁に報告するものとする。

2　受注者は、委託業務を履行するために必要な人員を配するものとし、従事者の氏名、点検に関する資格を証明するものを添付した名簿を作成して、発注者へ速やかに報告すること。

3　委託業務を履行する者は､次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 一級建築士

(2) 二級建築士

(3) 建築設備検査資格者

4　委託業務については､一般財団法人日本建築設備･昇降機センターによる建築設備定期点検業務基準(公共建築物用)を基準とする。

5　受注者は、点検の結果、機能不良等の異常が認められる事項については、発注者に報告するものとする。

6　受注者は､保守点検業務を終了したときは､定期点検報告書を提出し、発注者の確認を受け、特定行政庁に提出するものとする。

7　その他

(1) 受注者は、業務により知り得た全ての事項については、これを他に漏らしてはならない。

(2) 受注者は、業務に際し、必要な場所以外には立ち入らないこと。